



用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおり制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第三種低層住居専用地域	第一種中層住居専用地域	第二種中層住居専用地域	第三種中層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業専用地域	備考
用途地域内の建築物の用途制限 ■ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ①、②、③、④、▲、面積、階数等の制限あり												
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。
店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② ①に加えて、物産販売店舗、飲食店、娯楽代理店、銀行の支店・宅地建物取引業者のサービス業用店舗のみ。2階以下。
店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③ 2階以下
店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④ 物産販売店舗、飲食店を除く。
店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
カラオケボックス等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 10,000㎡以下
麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 10,000㎡以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満
キャバレー、個室付浴場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 個室付浴場等を除く
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
調査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
自動車教習所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
単独車庫（附属車庫を除く）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
建築物附属自動車車庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下
①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下 2階以下
倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③ 2階以下
工業 自家用倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 2階以下かつ1,500㎡以下
畜舎（15㎡を超えるもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋菓子店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。▲ 2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業場の床面積
危険性が大きいおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下
自動車修理工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 農産物を生産、保管、処理及び貯蔵するものに限る。
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。作業場の床面積
量が非常に少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下
量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③ 300㎡以下
量がやや多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下
量が多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

高知広域都市計画総括図

⑨

※この図面掲載の都市計画で定められている事項は、令和7年3月現在のものです。
※この総括図は、おおむねの区域を表示しているものであり、都市計画区域は字名で、その他のものは計画図(1/2,500)で確認することが必要です。詳細については高知県土木部都市計画課又は当該市町村へお問い合わせください。

※ この図面掲載の都市計画で定められている事項は、令和7年3月現在のものです。
※ この総括図は、おおむねの区域を表示しているものであり、都市計画区域は字名で、その他のものは計画図(1/2,500)で確認することが必要です。詳細については高知県土木部都市計画課又は当該市町村へお問い合わせください。

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て作成した
1：2,500 高知広域都市計画基本図（承認番号：平24四公第37号）
から、作成したものである。」